

理解と信頼を得る 攻めの法人経営に向けて

特集② 社会福祉法人経営セミナー 社会福祉法人を取り巻く、これからの経営戦略

社会福祉法の改正を視野に入れた社会福祉法人制度の見直し及び社会福祉法人への課税等に関する様々な議論と、全国経営協の考え方についてお話しいただいた内容をご紹介します。

社会福祉基礎構造改革に端を発したイコールフットディング論

今年になって、社会福祉法人をめぐる様々な議論が顕在化してきましたが、このことは平成12年の社会福祉基礎構造改革で、措置から契約へとという大転換が行われたときから、現在言われているイコールフットディングを求める指摘は始まっています。

この基礎構造改革のもとで契約制度に移行し、社会福祉法人以外の主体の参入が進む中で、税の取扱いも含めて「同じ土俵で・同じ条件で」という大くくりな議論が始まったということです。



全国社会福祉法人経営者協議会
制度・政策委員会・作業委員

平田 直之 氏

また、このときの、制度の見直しの中では、現在の議論のポイントともなっている、「公益性の維持」、「使途制限の撤廃や多角的経営の支援を含む自主的な経営基盤の強化」、「福祉サービス第三者評価の促進」、「情報開示の義務化」等が既に示されています。

社会福祉法では、「社会福祉法人が社会福祉事業の主たる供給主体である」ということが盛り込まれましたが、同時に供給主体の多様化をめざし、第2種社会福祉事業に株式会社やNPOの参入が認められました。

実際、障がい福祉の施設の約半数、高齢者介護関係、在宅関係の6割以上の事業者は営利法人で占められ、特別養護老人ホームを除けば、社会福祉法人以外の主体の割合が多くなっているという現状にあります。

このような状況を背景としたイコールフットディング論に対し、厚生労働省は特別養護老人ホームの利用を原則要介護度3以上又は低

所得者とするものとして、特別養護老人ホームの機能を再定義し、それ以外の方々には、状況に応じて有料老人ホームやサービス付き高齢者住宅、グループホームを選んで利用していただく、という考え方を示したところです。

問われているのは制度の枠組みやガバナンス

このようにイコールフットディング論に基づく議論が行われていますが、この議論の中ではサービスの質は何も問われていません。問われているのは、個々の社会福祉事業やそのサービスの質ではなく、社会福祉法人制度、枠組み、ガバナンスです。

社会福祉法人は、制度ができた当初は、旧財団法人・社団法人よりも公益性の高いシステムとして創設されましたが、現在では、評議員会の必置等を含めて、公益財団法人や社会医療法人よりガバナンスが低い状況となっています。

そして、この社会福祉法人制度の見直しにおいて参考にされているのが、先に行われた公益法人制度改革であり、社会医療法人制度の創設です。公益法人制度改革のやり方を参考にしながら、社会福祉法人のガバナンスのあり方が整

理されようとしています。

例えば、評議員会を必置にしよというところが挙げられています。現在、一部の施設経営法人においては評議員会は必置ではありません。これを公益法人と同様に必置にし、その役割についても、理事会を執行機関、評議員会を議決機関化しようというものです。

また、現在、社会福祉法に理事と評議員に関する条項はありませんが、理事会と評議員会に関しては条項がありません。

あわせて、理事の義務や責任に関する規定については公益法人にはありますが社会福祉法人にはありません。

中でも理事の法人に対する賠償責任、第三者に対する賠償責任については、公益法人並みに法律に位置付けようという議論が行われています。

また、適正かつ公正な支出管理を行うことの環で、役員報酬基準を設定することや、財務諸表を含めた法人情報の公表を義務付けることに加えて、一定規模以上の法人にあっては外部監査を義務付けるという意見も出されています。

このこと背景の一つには、厚生労働省で行われているホールディングカンパニーの構想や、地



社会保障審議会福祉部会における検討状況 社会福祉法人制度の見直しに関する論点

検討事項	論点
■社会福祉法人制度の意義	
■経営組織の在り方	・理事・理事長・理事会の位置付け・権限・責任
	・評議員・評議員会の位置付け・権限・責任
	・監事の位置付け・権限・責任
	・会計監査人による財務監査 等
■業務運営・財務運営の在り方	・社会福祉法人が担う事業の範囲と位置付け（「社会貢献活動」含む）
	・業務運営の規律
	・財務運営の規律（いわゆる内部留保の明確化と再投資の在り方を含む）
	・経営力向上の方策 等
■運営の透明性の確保の在り方	・財務諸表、活動状況、経理状況（役員報酬、調達等）の公表
	・都道府県、国における情報集約と公表 等
■法人の連携・協働等の在り方	・法人の再編等の仕組み
	・複数法人による協働の仕組み 等
■行政の関与の在り方	・適正な運営を確保するための指導監督
	・法人の育成の観点からの指導監督
	・国、都道府県、市の役割と位置付け 等
■他制度における社会福祉法人の位置付け	・社会福祉施設職員等退職手当共済 等
■その他	

域医療ビジョン構想の議論があり
と密接な関わりをもち、地域医療
ビジョン構想と、地域包括ケア構
想があいまって、地域の医療・福
ます。
これらは、地域包括ケアの議論

第2回社会保障審議会福祉部会（平成26年9月4日）

社を進めようという大きな構想で
あり、個々の社会福祉法人がこの
構想においてその役割を果たして
いくために必要な体制をどのよう
に整備していくのかということに
も関係しています。

内部留保の明確化と地域公益 活動の義務化

次に内部留保の問題ですが、財
務省の調査では、特別養護老人
ホーム1か所あたり約3億円、障
がい関係施設は1法人あたり約
5億円あるとされ、その内部留保
を地域貢献活動に使いなさい、と
いうことが言われていますが、私
たちは実際にはそんなに多額の内
部留保は保有していないと考えて
います。

内部留保に関しては平成18年
度に行われた見直しの前までは、
介護報酬、障がい者自立支援給
付費ともに、公益事業会計への
繰入れが制限されてきた、つま
りは地域貢献活動を含む公益事
業にお金を使うことが制限され
ていたという事情も十分理解し
ておく必要があります。

その内部留保はどのように算出
するのでしょうか、ポイントは、
年度末時点の資産から差し引く、
事業の継続に必要な資産・財産控

除対象財産）をどのように見積も
るかということです。

土地や建物、設備はもちろん、
事業継続のための建物の建替えや
大規模修繕、設備の更新費用など
がこれにあたります。ただし、現
時点ではこれら事業継続のための費
用はあくまで「継続」しか認めず、
利用定員の拡大や新規事業を始め
るための費用は認めないというこ
とで議論されています。

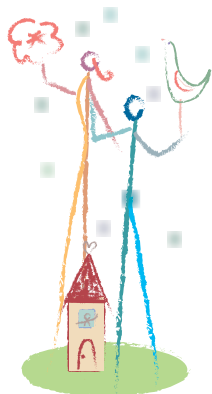
また、現在、いくつかの法人に
あつては、建て替えや大規模修繕
の費用を「積み立て」いる法人が
ありますが、今後は、組織決定さ
れた中・長期の財政計画に基づい
た「積立て」でなければ、控除対
象財産としては認めないことも議
論されています。

そして、その結果としての余裕
財産を「地域公益活動」に再投下
することを義務付け、もし、余裕
財産がない法人は、お金のから
ない地域公益活動をするというこ
とで議論されています。

ただし、地域公益活動の内容や
範囲はまだ決められていません。
「社会福祉を目的とするものであ
ること」、「地域におけるニーズが
あること」については、概ね合意
されていますが、「公的制度によ
る給付の対象となっていないこ

今年是我が国の社会福祉制度が 大きな変革を遂げる年 常に前向きに地域ニーズに率先して対応します

岩手県社会福祉協議会 会長 桑島 博



新年おめでとございます。
皆様には、お健やかに新年を迎えられたことと存じます。心よりお慶び申し上げます。

さて、東日本大震災津波の発災から四度目の新年を迎え、甚大な被害を受けた沿岸部の被災地域では、復興に向けた取組みが懸命に進められており、徐々にではありますが、災害公営住宅の完成など、明るいニュースも聞かれるようになって参りました。

しかしながら、今なお多くの方々が生活の再建には至っておらず、仮設住宅などで不自由な生活を余儀なくされているのが現実であります。

県社協といたしましては、市町村社会福祉協議会をはじめ関係機関・団体と連携して、引き続き被災された方々に寄り添いながら、共に復興に向けた歩みを進めていかなければならないという思いを新たにしております。

また、昨年は、特別養護老人ホームの内部留保問題に端を發し、社会福祉法人は、財務運営の透明化・適正化や地域公益活動などに一層取り組むべきであるとの議論が沸き起こり、法人の存在意義が問われた一年でもありました。

県社協も社会福祉法人の一つであり、公益性・非営利性の高

い法人として、本来の使命・役割を踏まえ、地域ニーズに率先して対応していくとともに、そうした取組みを積極的に情報発信していくことが必要であると考えております。

今年、生活困窮者自立支援制度や子ども子育て支援制度の施行、介護保険制度の大幅な改正などが予定されており、我が国の社会福祉制度が大きな変革を遂げる年になります。

このような重要な時期に、県社協が社会福祉関係者をはじめとする様々な主体との協働のプラットフォームとして機能を発揮できるよう、常に前向きな姿勢で努力して参りたいと考えておりますので、皆様方のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

と」等のいくつかの項目については現在も検討中であり、今後の検討状況を注視していく必要があります。

様々な方々から非常に厳しい意見を頂いていますが、繰り返しになりますが、これまでの議論の中では、サービスの質に関しては何

も意見は言われてはいません。私たちは、襟を正して指摘された様々な事項に真摯に応え、時代に即した社会福祉法人経営の実践をもつて地域の方々に理解を求めていく必要があります。

※次号では、「社会福祉法人の財務運営に求められていること」(渡部 博氏)をお伝えします。

